

地域包括支援センター喜寿苑 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人寿宝会が開設する、地域包括支援センター喜寿苑（以下「事業所」という。）が、行なう指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等、指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し適切な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の担当職員は、要支援者が保健・医療・福祉サービスを適切に利用できるよう、当該居宅要支援者等の依頼を受けて、介護予防サービスの計画を作成するとともに、当該計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整を行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される介護予防サービス等が特定の種類や特定の指定介護予防サービス事業者等に不当に偏ることがないように公正中立に行う。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携に努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 地域包括支援センター喜寿苑
- (2) 所在地 愛知県豊橋市前芝町字加藤381番地2

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次の通りとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務、社会福祉士と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定介護予防支援の提供に当たるものとする。
- (2) 担当職員
 - ①保健師に準ずる看護師 1名以上
 - ②社会福祉士 1名以上
 - ③主任介護支援専門員 1名以上

担当職員は指定介護予防支援の提供にも当たるものとする。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- （1）営業日 月曜日から金曜日までとする。但し、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く。
- （2）営業時間 午前8時45分から午後5時45分までとする。

（指定介護予防支援の提供方法及び内容）

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は、次の通りとする。

- （1）相談を受ける場所
第3条に規定する当事業所内又は自宅、その他必要と認められる場所において行うものとする。
- （2）利用者及び家族との面接
利用者を支援すべき総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定する。
- （3）サービス担当者会議の開催
 - ①開催場所は第3条に規定する事業所内、介護予防サービス事業所内又は自宅とする。
 - ②サービス担当者会議等を通じ、目標を達成するために行うべき支援内容及び期間を定めた介護予防サービス計画（以下「計画」という。）を作成する。
 - ③サービス担当者会議等を通じ、指定介護予防サービス事業者等から利用者の状況等に関する情報や意見を、担当者に対し求めるものとする。但し、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。
 - ④指定介護予防サービス事業者等からの報告及び利用者の継続的なアセスメントにより、計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画変更等を行う。
- （4）評価
計画に位置付けた期間が終了するときは、目標に照らした計画の達成状況について評価を行う。
- （5）担当職員による居宅訪問頻度等
 - ①提供開始月
 - ②提供開始の翌月から起算して3ヶ月に1回
 - ③サービスの評価期間が終了する月
 - ④利用者の状況に著しい変化があった時

⑤尚、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限りサービス事業所を訪問するなどの方法により、利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。

(6) モニタリングの結果記録

1 カ月に 1 回とする。

(7) その他具体的には「介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(厚生労働省令第 37 号第 29 条から第 31 条の規定)に従って実施する。

(指定介護予防支援の利用料等)

第 7 条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準(告示上の報酬額)によるものとする。提供した指定介護予防支援について、法定代理受領以外の利用料の支払いを受けた場合、領収及び指定介護予防支援提供証明書を交付する。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は、次の区域とする

豊橋市大村・下地・津田・前芝校区

(苦情処理)

第 9 条 当事業所は、自らの提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付担当者を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第 10 条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者へ報告する。

(虐待防止に関する事項)

第 11 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所において虐待防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する

- こと。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営に関する留意事項)

第12条 当事業所は、担当職員の資質の向上を図るための研修の機会を積極的に設けるものとし、業務体制を整備する。

2 担当職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

3 当事業者は、担当職員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容に含むものとする。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

改正

この規程は令和4年10月1日より施行する。(虐待防止に関する事項の追加)